

荻原健司議員に対する問責決議

令和8年4月22日付で議長から議会運営委員会に諮問された「議員の職員に対する不適切と思われる行為及び座間市議会の対応方針に関する調査・研究」において、荻原健司議員の一連の言動及び行為について調査が行われ、その結果、以下の事実が明らかとなった。

- 1 令和7年11月20日の議会運営委員会協議会において、被害者に関する情報を外部へ一切出さないことが全会一致で確認されていたにもかかわらず、その直後の同月下旬、セクシャルハラスメント等の被害を受けた職員等に直接接触したこと。
- 2 令和7年12月4日に正副議長から口頭注意を受けたにもかかわらず、同月15日、ハラスメントの被害事実を報告した議会事務局職員を呼び止め、議会が混乱するのは、あなたの責任だと受け取れる言動により不当に責任を転嫁し、職員に過度な心理的圧迫を与えたこと。さらに議会が行う調査に対する直接的な干渉ないし妨害と受け取られてもやむを得ない行為を行ったこと。
- 3 令和8年1月7日の議会運営委員会協議会において、熊切和人前議長のハラスメント事案が審議され、当該パワーハラスメントの被害当事者である職員が同席している中、傍聴席から「そういうのは個人間でやればいいんだよ」と発言し、ハラスメント問題を個人間の問題に矮小化したこと。
- 4 令和8年1月初旬または中旬頃、議会事務局職員に対して菓子差し入れの際、男性職員から礼を述べられたことに対し、「俺、女子にしかあげてないから」と発言し、被害職員が執務中であるにもかかわらず、「でも、こういう発言をしたらまたセクハラになっちゃうか」と被害申告をやめまたは嘲笑するような発言を行ったこと。

荻原健司議員の一連の言動及び行為は、被害を受けた職員に更なる精神的負担を与え、議会におけるハラスメント問題への適切な対応を阻害し、ひいては本市議会に対する市民の信頼を著しく損なうものであった。

よって、本市議会は、荻原健司議員に対し、猛省を促すとともに、再発防止に向けた自らの責を厳重に問うものである。

以上、決議する。

令和8年9月30日

座 間 市 議 会